

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(船積港の出港日時)	(新規)
15-2-3 令第12条第3項第1号に規定する船積港を出港した日時とは、開港に入港しようとする外国貿易船が報告の対象となる貨物を船積みした外国の港を出港した年月日及び時刻（当該外国貿易船に備え置かれている航海日誌に記載された船積港の出港日時等）をいう。	
(入出港に係る手続に要する時間)	(新規)
15-2-4 規則第2条の2第3項第5号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。	
(災害その他やむを得ない事故)	(新規)
15-2-5 規則第2条の2第3項第5号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。 イ 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。 ロ 「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶等の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかつた事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故で、これにより出港が困難になるものをいう。	
(外国貿易船等の入港手続)	(外国貿易船等の入港手続)
15-3-1 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 (1) 同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)（海上コンテナー貨物については「積荷目録」(C-2031)又は「海上コンテナー貨物に係る積荷情報」(C-2032)）、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項《外国貿易船の入港手続》に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積	15-3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 (1) 同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項《外国貿易船の入港手続》に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) 同条第10項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010若しくはC-2060)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第13条第3項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第15条第10項による報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 同条第11項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書を準用する。</p> <p>(9) 同条第12項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010)1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第12項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(10)及び(11) (省略)</p> <p>(12) 入港の際、税關において取締上必要があると認めるときは、上記(4)及び(9)に規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求ることとする。</p> <p>(13) 本邦内の開港等において法第15条第1項又は第10項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>	<p>荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) 同条第7項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010若しくはC-2060)各1通に記入のうえ報告せるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第13条第3項《外国貿易機の入港手続》に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第15条第7項による報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 同条第8項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書を準用する。</p> <p>(9) 同条第9項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010)1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第9項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(10)及び(11) (同左)</p> <p>(12) 入港の際、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記(4)及び(9)に規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求ることとする。</p> <p>(13) 本邦内の開港等において法第15条第1項又は第7項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(14) 同条第7項又は第8項の規定による報告において使用しなければならない電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理システムをいう。	(新規)
(15) 規則第2条の2第5項及び第6項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。 イ コンテナーの所有形態 ロ 國際海上危険物規則（IMDGコード）に定めるIMDGクラス及び国連番号 ハ 船積港の出港予定日時 ニ 規則第2条の2第4項に規定する報告期限が適用される場合の識別 ホ 運航者等が交付する船荷証券（マスターB/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券（ハウスB/L）が交付されている場合の識別 (16) 規則第2条の3第2項に規定する磁気ディスク又は書面（「海上コンテナー貨物に係る積荷情報」（C-2032）又は適宜の様式に必要事項が記載されたもの）による報告については、法第15条第9項ただし書による報告の申出者に対して、税関の指定する電子メールアドレス又はファクシミリ装置に送信させることとして差し支えない。	(新規)
(積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続) 15-3-2 令第12条第3項ただし書きに規定する取締上支障がないものとして規則第2条の2第3項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第15条第1項に規定する報告に係る手続は、次による。 (1) 積荷に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。 イ 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であって、規則第2条の2第3項第1号又は第2号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合 当該貨物の積卸しを行う時 ロ 令第16条の2第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2	(新規)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び後記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 令第16条の2第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分（前記15-2-4に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記15-2-5に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。）を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p> <p>ニ 令第16条の2第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時</p> <p>(2) 旅客に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 規則第2条の2第3項第4号に該当するものとして入港した場合であって、その開港への入港の時から出港することなく24時間を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。） その開港への入港の時から22時間を経過する時</p> <p>ロ 令第16条の2第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p>	
<p>ハ 令第16条の2第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</p>	
<p>ニ 令第16条の2第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p>	
<p>(3) 乗組員に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p>	
<p>イ 令第16条の2第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p>	
<p>ロ 令第16条の2第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第1号に規定する傷病者</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>△ 令第16条の2第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p>	
(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)	(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)
<p>15-6-1 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品に係る令第12条第3項第1号又は令第13条第3項第1号に定める事項については、法第15条第1項又は<u>第10項</u>の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長(以下この章において「船長等」という。)に託された貨物(託送品)についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。</p> <p>また、同条第2項又は<u>第11項</u>の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p>	<p>15-6 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品に係る令第12条第3項第1号又は令第13条第3項第1号に定める事項については、法第15条第1項又は<u>第7項</u>の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長(以下この章において「船長等」という。)に託された貨物(託送品)についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告せることとする。</p> <p>また、同条第2項又は<u>第8項</u>の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p>
(海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナーノの範囲等)	(新規)
<p>15-6-2 法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナーには、積荷が詰められていない空のコンテナー(船荷証券が交付されているか否かを問わない。)及び特例法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第103号)第4章2-1-(3)の規定において、コンテナーの定義から除外されているプラットホームコンテナー(ISO6364に定める形式コード「P0」)を含まない。</p>	
(積荷に関する事項の報告等の訂正補足)	(積荷に関する事項の報告等の訂正補足)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>15-7-1</u> 法第15条第1項又は<u>第10項</u>の規定により税關に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第2項又は<u>第11項</u>の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行うよう指導する。</p> <p>(海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)</p> <p><u>15-7-2</u> 法第15条第7項又は<u>第8項</u>の規定により税關に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符号、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p> <p>15-9 規則第2条の4第4項各号及び規則第2条の6第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税關において取締上必要と認める事項をいう。</p> <p>(受理不可品名)</p> <p><u>15-10</u> 法第15条第7項又は<u>第8項</u>の規定により税關に報告される積荷に関する事項のうち品名については、具体的な品名の報告を求めることとし、税關の取締上支障があると認める次のようなあいまいな表記の品名による報告については、当該報告を受理しないこととする。</p> <p>(例)</p> <p><u>Apparel</u>、<u>Wearing Apparel</u>、<u>Ladies' Apparel</u>、<u>Men's Apparel</u>、  <u>Appliances</u>、<u>Auto Parts</u>、<u>Parts</u>、<u>Caps</u>、<u>Chemicals hazardous</u>、  <u>Chemicals non-hazardous</u>、<u>Electronic Goods</u>、<u>Electronics</u>、</p>	<p><u>15-7</u> 法第15条第1項又は<u>第7項</u>の規定により税關に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第2項又は<u>第8項</u>の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手續は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行わせるよう指導する。</p> <p>(新規)</p> <p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p> <p>15-9 規則2条の3第4項各号及び規則2条の5第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税關において取締上必要と認める事項をいう。</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>Equipment</u> 、 <u>Flooring</u> 、 <u>Foodstuffs</u> 、 <u>Iron</u> 、 <u>Steel</u> 、 <u>Leather Articles</u> 、 <u>Machinery</u> 、 <u>Machines</u> 、 <u>Pipes</u> 、 <u>Plastic Goods</u> 、 <u>Polyurethane</u> 、 <u>Rubber Articles</u> 、 <u>Rods</u> 、 <u>Scrap</u> 、 <u>STC(Said to Contain)</u> 、 <u>General Cargo</u> 、 <u>FAK(Freight of All Kinds)</u> 、 <u>No Description</u> 、 <u>Tiles</u> 、 <u>Tools</u> 、 <u>Wires</u>	
(事前通知)	(新規)
<u>15-11 法第15条第7項又は第8項の規定により税關に報告された積荷について、法第106条第1項第1号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、電子情報処理組織を利用してその旨を通知することとする。</u>	
(特殊船舶等の入港手続)	(特殊船舶等の入港手続)
<u>15の3-1 法第15条の3の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15-3-1の手続に準ずる。</u>	<u>15の3-1 法第15条の3 《特殊船舶等の入港手続》の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15-3 (外国貿易船等の入港手続) の手続に準ずる。</u>
(船卸許可申請手続)	(新規)
<u>16-2 法第16条第3項に規定する積荷の船卸しに係る許可の取扱いについては、次による。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>令第15条の2第2項に規定する申請があった場合は、当該積荷について同条第1項に規定する報告が行われていなければ、当該許可を行わないこととする。</u></li> <li>(2) <u>当該申請は、「船卸許可申請書」(C-2090) 2通を提出して行わせることとし、税關においてこれを許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。</u></li> <li>(3) <u>令第15条の2第2項第7号に規定するその他参考となるべき事項とは、当該許可を受けようとする積荷を特定するために必要と認める当該積荷に係る令第12条第8項又は第10項に規定する事項とする。</u></li> </ul>	
(船卸許可申請の撤回の取扱い)	(新規)
<u>16-3 船卸許可申請の撤回は、その申請に係る船卸しの許可前に限り認める</u>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>もとのし、その撤回にあたっては、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」(C-2095) 1通を提出させることにより行うものとする。</u></p> <p>(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)</p> <p>18-1 令第16条の2第1項第2号及び<u>同条第3項第2号</u>に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
	<p>(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)</p> <p>18-1 令第16条の2第1項第2号及び<u>同条第4項第2号</u>《外国貿易船等の入出港の簡易手続》に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p>
	<p><u>(「入出港に係る手続に要する時間」の意義)</u></p> <p>18-2 <u>規則第2条の8第1項第1号</u>《外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時》に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p>
	<p><u>(「災害その他やむを得ない事故」の意義)</u></p> <p>18-3 規則第2条の8第1項第1号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的灾害で自己の責任によらないもの等に基づく灾害をいう。</p> <p>(2) 「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶又は航空機の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかった事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故により出港することが困難になった場合をいう。</p>
<p>(外国貿易船等の入出港の簡易手続)</p> <p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(外国貿易船等の入出港の簡易手続)</p> <p>18-4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>(1) 法第18条第1項ただし書き及び<u>同条第3項ただし書き</u>に規定する外国貿易船等の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは<u>同条第2項後段</u>及び<u>同条第4項後段</u>に規定する短期出港等に該当しないこととな</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	る場合の書面の提出は、前記15-3の手続に準ずる。
	(2) 令第16条の2第3項ただし書き及び同条第6項ただし書きに規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の8第2項各号及び同条第4項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。 イ 令第16条の2第1項第1号及び同条第4項第1号に該当するものとして、法第18条第1項本文及び同条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時 ロ 令第16条の2第1項第2号及び同条第4項第2号に該当するものとして、法第18条第1項本文及び同条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時 ハ 外国貿易船が開港に入港のときから24時間以内に出港するとして法第18条第1項本文の適用を受けて入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、船用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時 ニ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時 (3) 法第18条第2項前段に規定する「入港届」の提出は、税關の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税關が必要と認めるときまでに原本を提出するものとする。 (新規)
(1) 法第18条第2項に規定する「入港届」の提出は、税關の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税關が必要と認めるときまでに原本を提出するものとする。 (2) 法第18条第3項ただし書きに規定する外国貿易機の乗組員に関する事	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項の報告又は書面の提出若しくは同条第4項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記15-3-1の手続に準ずる。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 令第16条の2第5項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の9第2項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第16条の2第3項第1号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ロ 令第16条の2第3項第2号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>(5) 令第16条の2第5項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則第2条の9第1項各号に掲げるもののほか、令第16条の2第3項第2号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令第16条の2第3項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時までに報告すれば足りる。</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続) 18の2-2 法第18条の2の規定による特殊船舶等の入出港手続について</p>	<p>(4) (同左) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続) 18の2-2 法第18条の2《特殊船舶等の入出港の簡易手続》の規定による特</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は、前記 <u>18-2</u> の手続に準ずる。	殊船舶等の入出港手続については、前記 <u>18-4</u> （外国貿易船等の入出港の簡易手続）の手続に準ずる。
(開港時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合) 19-2 次に掲げる場合においては、便宜法第19条の届出を要しないものとする。 (1)～(7) (省略) <u>(8) 法第16条第3項の規定により、船卸許可を受けた貨物を船卸しする場合</u>	(開港時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合) 19-2 次に掲げる場合においては、便宜法第19条の届出を要しないものとする。 (1)～(7) (同左) <u>(新規)</u>
(不開港出入の手続) 20-6 不開港出入の手続については、次による。 (1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」(C-2100) 2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、令第18条第1項第3号、第4号及び第6号に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記15-3-1(1)及び(6)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。 (2) (省略) (3) 不開港出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税關長の許可のほかに、船舶法（明治32年法律第46号）第3条又は航空法第126条及び第127条の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。 (4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記17-5の規定を準用する。	(不開港出入の手続) 20-6 不開港出入の手続については、次による。 (1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」(C-2100) 2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、令第18条第1項第3号、第4号及び第6号 <u>《不開港出入の許可の申請等》</u> に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記15-3 <u>（外国貿易船の入港手続）</u> (1)及び(6)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。 (2) (同左) (3) 不開港出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税關長の許可のほかに、船舶法（明治32年法律第46号）第3条 <u>《外国船舶の不開港寄港の禁止》</u> 又は航空法第126条 <u>《外国航空機の航行》</u> 及び第127条 <u>《外国航空機の国内使用》</u> の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。 (4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記17-5 <u>（特殊船舶等の出港手続）</u> の規定を準用する。
(「その他参考となるべき事項」の意義) 20-9 規則第2条の11各号及び規則第2条の13第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15-9の規定に準ずる。	(「その他参考となるべき事項」の意義) 20-9 規則第2条の10各号及び規則第2条の12第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15-9の規定に準ずる。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(特殊船舶等の不開港の入港手続) 20の2－1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15の3－1の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。	(特殊船舶等の不開港の入港手続) 20の2－1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15の3－1 <u>(特殊船舶等の入港手続)</u> の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。 <u>ただし、検疫のみを目的として検疫区域出入する場合には、法第20条第1項に規定する外国貿易船等の取扱いに準ずるものとする。</u>
第6章 通関	第6章 通關
(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期) 67の2－3－7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2第2項に定める <u>法第15条第1項若しくは第10項</u> の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同 <u>条第2項若しくは第11項若しくは法第18条第4項</u> の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。	(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期) 67の2－3－7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2第2項に定める <u>法第15条第1項若しくは第7項</u> の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同 <u>条第2項若しくは第8項若しくは法第18条第2項若しくは第4項</u> の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。
第9章 雜則	第9章 雜則
(貨物の船卸一時停止措置を執行する場合の手続) <u>106－1 法第15条第7項又は第8項の規定により報告された積荷について、法第106条第1号の規定に基づき当該積荷を積載する外国貿易船の船長に対し当該積荷の船卸しを一時停止することを求める場合には、「貨物の船卸一時停止通知書」(C-11000)により当該船長に対し通知するものとする。</u> <u>なお、同条の規定に基づく上記以外の行為について行う場合は、必要とされる事項を記載した適宜の様式により当該行為を求める者に対し通知するものとする。</u>	(新規)